

令和7年4月より木造建築物の手続きが変わります

建築基準法・建築物省エネ法が令和7年4月1日に改正されます

①木造2階建築物には必ず確認申請手続きが必要です

＜木造建築物に係る審査・検査の対象＞



2階建てはすべて、平屋は延べ面積200㎡を超えるものは

- ・都市計画区域外でも確認申請と完了検査が必要となります
(10㎡を超える増築をする場合も同様です)
- ・建築士の設計なら省略できていた書類の添付が必要となります
(構造関係規定が審査・検査の対象範囲になります)

施工時の写真や品質管理の書類が必要

②省エネ基準に適合していないと確認済証が発行されません

	現行			改正	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4～	届出義務		適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務		適合義務 2021.4～	適合義務
300㎡未満 小規模	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

- ・10㎡を超える新築・増築には省エネ基準の適合が必要です
- ・確認申請書には適合していることが分かる書類の添付が必要です

③木造建築物の構造計算の必要な規模が変わります

現行

規模	高さ	高さ13m以下※ ※軒高9m以下	高さ13m※超 60m以下 ※軒高9m超	高さ60m超
1階建	500㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	500㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	500㎡以下	仕様規定		
	500㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建				
4階建～				

改正

規模	高さ	高さ16m以下	高さ16m超 60m以下	高さ60m超
1階建	300㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	300㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	300㎡以下	仕様規定		
	300㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建				
4階建～	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)			

- ・木造平屋、木造2階建てにおいて、延べ面積300㎡を超える場合には構造計算が必要となります

④詳細は国土交通省のHPでご確認ください ①～③は抜粋した内容です

【脱炭素 建築 改正で検索】

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kenchikukijunhou.html

建築確認申請の問い合わせは

高知県内（高知市・幡多地域以外）に建築される方

高知県 建築指導課（審査担当）088-823-9864

高知県内（幡多地域）に建築される方

高知県 幡多土木事務所（建築指導担当）0880-34-5222

高知市内に建築される方

高知市 建築指導課（建築審査・構造担当）088-823-9470

または

高知県内に住宅を建築される方

高知県建設技術公社 建築住宅課 088-879-0250